

ごみの正しい分け方・出し方 令和6年4月現在

※指定袋の氏名欄には、必ず地区指定の表示方法(名前・番号等)で記入をする。
※原則として、当日の朝、7時から8時の間に各地区指定の集積所へ出す。

区分	ごみの内容	収集日程
有料ごみ	燃やせるごみ 赤色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ ※よく水を切ってから出す ●紙くず ●皮革類 ●木くず ●ゴム類 <p>生ごみ・残飯は、堆肥として土に還元する方法を優先する 堆肥化する機器の補助制度あり</p> <p>●プラスチック類</p> <p>●金属・ガラス類を分離できないものは青色文字袋へ入れる。 ●ごみ袋の内側全体を新聞紙等で覆っているものは収集しません(何が入っているか判別できないため)。</p>	毎週 月・木 又は 火・金 ・地区により曜日が異なる。
	燃やせないごみ 青色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●金属類 ●ガラス・陶器類 ●灰・トイレ砂 <p>刃物や鋭利な物は、布や新聞紙に包み「刃物」等の表示をする</p> <p>●びん(飲食用、化粧品)と、缶(飲食用)は、洗って資源回収へ出す。 ●金属、ガラス類は同じ袋に入れてよい。</p> <p>●その他</p>	毎週 月～金 のうち1回 ・地区により曜日が異なる。
リサイクル・資源物	プラスチック製容器包装 紫色文字袋 商品使用後に不要となる容器・包装 <ul style="list-style-type: none"> ●トレー・カップ・パック類 ●袋・ラップ類 ●チューブ・ボトル類 ●ふた類 ●緩衝材類 <p>・果物、惣菜、菓子等のトレー ・市販弁当、カップ麺、味噌等の容器 [バラン(緑の仕切り等)は赤色文字袋へ]</p> <p>●レジ袋の中には何も入れない。 ●付着物を洗い流し、乾かしてから出す。汚れが落ちないものは、赤色文字袋に入れる。</p>	・ペットボトルのふた ・シャンプー等の付属ポンプ ・ソース容器等の中栓 ・びん等のプラスチック製のふた ・家電製品等を保護した 発泡スチロール ・プチプチ ・果物の保護材
	ペットボトル のマークの付いている清涼飲料水、調味料類のペットボトル ●汚れが落ちないものは赤色文字袋へ入れる。	廃食用油 食用油(植物性)に限る。 ●専用回収ボックスに、ペットボトルのまま入れる
リサイクル・資源物	びん 飲食用、化粧品のびんに限る。 ※用途問わず乳白色びんは不可 ※化粧品のびんは無色のみ可 ●汚れが落ちないものは赤色文字袋へ入れる。	毎月1回 水曜日 (蛍光管) 年3回 6月 10月 3月 ・どの水曜日(第1～第4水曜日)かは、地区により異なる(日程表参照)。
	スチール缶 飲食用の缶に限る。 ※一斗缶は不可 ●汚れが落ちないものは赤色文字袋へ入れる。	出せないもの ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
リサイクル・資源物	乾電池 ・単一、二、三等の乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー ・電池ホルダー、器具は出せない。車のバッテリーは排出禁止。	出せないもの ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
	蛍光管 ・直管、円管、球管、コンパクト型管 10cm以上の破片もよい ●出せないもの(青色文字袋へ入れる)	水銀含有物 市役所生活環境課または、大田切りサイクルステーションへ持っていく。 縛らずに、包まずに、箱に入れて持ち出す
リサイクル・資源物	新聞雑誌・雑紙 ・折込広告も一緒に可、ヒモで十文字にしはる。 ・ヒモで十文字にしはる。雑誌は持ち手を取った紙袋に入れてもよい。	アルミ類 ・アルミ缶、アルミ製食器など
	紙パック ・箱を開き平らにして、ヒモで十文字にしはる。	段ボール ・箱をつぶして平らにして、ヒモで十文字にしはる。か紙製ガムテープで4ヶ所とめる。
リサイクル・資源物	布類 ●古着(Yシャツ、Tシャツ、トレーナー、スウェット、ジーパン、ズボン、下着、ハンカチ、ジャンパー、ネクタイ)、毛布、カーテンなど ●古布(シーツ、布団カバー、タオル) ●透明ビニール袋へ入れる(雨等でぬれないようにする)。 ●古着と古布を別々にする。 ●汚れているものは不可(詳しくはガイドブック参照)。	各地区で計画した日・時間・場所。日時は地区の環境美化組合長からお知らせがある(年6回から12回)。
	小型家電(家庭用) ●リサイクル認定(グループ)事業所へ持ち込む(有料)。 ●袋に入る大きさは青色文字袋に入れる(片手で運べて袋が破れない程度)。 ●袋に入らないものは、グリーンセンターハ乙女(箕輪町)へ持ち込む。 ※小型充電式電池は必ず取り外すこと。なお、電池が取り外せない場合①の方法で処理してください。 ※引火性のあるもの(石油ストーブ等)は収集しません。	①南恵比寿産業(Ta0265-82-5085) ②燃やせないごみの集積所に出す。
集積所に出せない物	排出禁止物 ①感染性のある又はおそれのある医療系廃棄物(注射針、カテーテルなどは医療機関が回収) ②有毒性物質を含むもの(塗料、農薬など) ③引火性のあるもの(油、エンジンオイルなど) ④動物の死体及びふん尿(動物の死体は、専門業者の回収となります。) ⑤汚泥(汚泥専用の収集運搬業者が有料で回収)	⑥消火器、LPガスボンベ ⑦建設廃材 ⑧事業系廃棄物(農業用のマルチ・肥料袋、その他事業用の廃棄物)
	市内一括回収 粗大ごみ(有料) 年1回(3月予定)市内12ヶ所所有料回収がある(市報等に掲載)。 ※バイクや自動車、家電4品目は対象外	施設への直接搬入 指定のごみ袋に入らない大型のごみは、施設へ直接搬入する。
家電4品目 ・テレビ 4,000円～(目安) ・洗濯機 3,000円～(目安) ・エアコン 2,000円～(目安) ・冷蔵庫 6,000円～(目安)	①買換時に小売業者に引き取ってもらう。 ②郵便局でリサイクル券を購入し、指定取扱場所へ搬入又は収集運搬業へ依頼する。 ③家電リサイクル券取扱業者へ搬入する ※リサイクル料、運搬料はそれぞれ金額が異なるため、各小売店、収集運搬業者へ確認を。	

詳細については、「資源物・ごみのガイドブック」をご覧ください。 [問い合わせ先] 駒ヶ根市役所 生活環境課 環境衛生係 (TEL 0265-83-2111 内線541～543)